

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

- ① 氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ② 性別: 該当なし
- ③ 職業: 該当なし
- ④ 住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤ 電話番号: 03-5226-8550
- ⑥ 該当項目: <カ>管理委託契約約款の変更の届出(第 11 条第 1 項後段)
- ⑦ 意見:

1. 要旨

管理委託契約約款の変更は単なる届出制ではなく、使用料規程に影響を及ぼす場合、利用者代表との協議合意を条件とするべき。

2. 詳論

この点については、管理委託契約約款の変更により、利用者の著作物利用に障害が発生し、著作物の円滑な流通が阻害された実例が既に発生している。

音楽分野における管理事業者は、管理委託契約約款の変更を行った後、それを理由に使用料規程の変更を行った。これにより、使用料規程の規定額を支払うことによって実現できていた音楽著作物の利用が、その利用の前に著作権者・音楽出版社と使用料について交渉をすることを余儀なくされた。個別交渉は、利用する側・利用される側にとっても時間や手間がかかるうえに、お互いのコストに見合った使用条件に合意できないこともあるため、実際の利用まで至ることができない場合が多々発生し、著作物の円滑な流通を阻害する。

したがって、上記のように使用料規程に影響を及ぼす場合、著作物の円滑な流通を阻害する管理委託契約約款の変更が行われないう、利用者代表との協議合意を条件とするべきである。

以上